

青 整 企 第 2 3 号
平成 3 0 年 4 月 2 6 日

(一社)青森県建設業協会 御中

青 森 県 県 土 整 備 部
整 備 企 画 課 長

青森県電子納品運用ガイドラインの一部改定について（通知）

平素より青森県の県土整備行政の運営に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、「青森県 CALS/EC 整備基本構想及びアクションプログラム（平成 1 6 年 9 月）」に基づき、平成 2 1 年 4 月より運用してきたところです。

この度、「青森県電子納品運用ガイドライン」の一部を改定し、別紙のとおり運用いたしますのでお知らせします。

なお、資料につきましては、青森県庁ホームページにも掲載していますので、ご参考にしてくださるようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

整備企画課 技術管理グループ 桜庭

T E L : 017-734-9645（直通）

E-mail : taro_sakuraba@pref.aomori.lg.jp

「青森県電子納品運用ガイドライン」の一部改定について

ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/cals.html>

平成30年3月の国土交通省の電子納品要領の改訂に伴い、一部、現行のガイドラインでは、対応できない部分が出てきたため、平成21年4月から運用している「青森県電子納品運用ガイドライン」の一部を改定し、平成30年5月1日より以下のとおり運用いたします。

1. 運用開始時期

平成30年5月1日以降公告又は指名通知になる工事および業務委託より適用します。

以上の改訂に伴い、「青森県電子納品チェックシステム」についても改訂を行い、バージョンアッププログラムを平成30年5月初旬に県庁ホームページへ公開します。掲載した際には、別途周知いたします。

※平成30年5月1日以前に公告又は指名通知したものでも適用できるものは適用して構いません。

2. 対象案件

青森県県土整備部が発注する、原則すべての建設工事および建設関連業務委託とします。（但し、建築・営繕にかかる案件は除く。）

3. 主な改定内容

○平成30年3月の国土交通省の電子納品要領の改訂により、フォルダ構成等が変わったことによる変更を行いました。

○最新の共通仕様書（平成30年3月1日以降適用 青森県県土整備部）に準拠し、文言の修正を行いました。

○その他

国土交通省が定める要領等との整合、表記の修正及び時点修正を行いました。

※詳しい改定内容は、新旧対照表に記載の備考欄をご覧ください。

4. ホームページ掲載資料等

- (1) 青森県電子納品運用ガイドライン（平成30年5月）
- (2) 改定概要
- (3) 新旧対照表

<お問い合わせ先>

県土整備部 整備企画課 技術管理グループ TEL:017-734-9645（直通）